

**お知らせ** **コロナに負けるな！6,000円分のクーポン券で熊野町を盛り上げよう**

新型コロナウイルス感染症の影響により甚大な被害を被った町内事業者への支援および町内の経済活性化のため、町内の店舗で使える「熊野町地域経済応援クーポン券」を発行します。

クーポン券が使用できる店舗（登録店舗）は10月中旬に熊野町ホームページに掲載予定です。

**熊野町地域経済応援クーポン券の特徴**

(1) 1世帯あたり6,000円分（600円×10枚）のクーポン券を発行します。※全店舗共通5枚、飲食店限定5枚

(2) 登録店舗で1,000円(税込)以上の支払いで1枚使用が可能です。

(3) 使用期限は令和3年1月31日までです。

**「熊野町地域経済応援クーポン券」の受け取り方**

①10月中旬に各世帯宛てに「引換通知書」が熊野町から届きます。

②登録店舗に「引換通知書」を持っていき、「熊野町地域経済応援クーポン券」と引き換えます。

③町内登録店舗で使用します。

**熊野町地域経済応援クーポン券事務局**  
(熊野町商工会内)  
☎881-0181 (受付10:00~17:00) (産業観光課)

**クーポン券が使えるお店、募集中!**

☑以下の全てに当てはまる店舗(事業者)

①熊野町内に店舗(事業所)がある。

②「広島県新型コロナウイルス感染症対策組宣言店」である。

③引換通知書とクーポン券の引き換えを行う。

④クーポン券使用者の再来店などを促す仕組みを設ける。

☑熊野町商工会☎854-0216  
詳細は熊野町ホームページで確認ください。

**引換え・使用期限は**  
いずれも令和3年1月31日(日)まで

**お知らせ** **「令和3年成人を祝う会」の会場を熊野町民体育館に変更します**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年成人を祝う会（成人式）の会場を熊野町民体育館へ変更しました。（今後の状況によっては中止する場合がありますのでご了承ください。）

☑令和3年1月10日(日)

☑熊野町民体育館（熊野町川角五丁目10番1号）

☑平成12（2000）年4月2日～平成13（2001）年4月1日生まれの人

☑教育総務課社会教育グループ（熊野町民会館内）

☎854-3111

【mail】shakai@town.kumano.lg.jp

**お知らせ** **10月、11月は麻薬・覚醒剤乱用防止運動月間です**

麻薬などの乱用は乱用者の心身をむしばみ、事件や事故を引き起こすなど、社会に大きな不安を与えています。

近年、乱用が急速に拡大している「危険ドラッグ」は「合法ハーブ」などという名称で販売されています。たとえ合法と称していても、麻薬など同様の健康被害の恐れがあります。

麻薬・覚醒剤など乱用の恐ろしさを認識し、不正な薬物に「近づかない」、「近づけない」ことが大切です。

みんなで、麻薬・覚醒剤などの乱用を根絶しましょう。

(生活環境課)

**募集** **県営住宅入居者募集**

▷募集住宅

熊野町の県営住宅のうち、新たに空き家が生じた住宅。詳しくは、広島県ホームページまたは10月13日(火)から広島県ビルメンテナンス協同組合などで配布する「申込みのしおり」および「募集一覧」をご覧ください。

☑「県営住宅申込整理票」および「抽選番号通知用・抽選結果通知用郵便はがき」を広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループに郵送してください。

申込期間・10月20日(火)～22日(木)（消印有効）


☑広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ

☎889-5544（受付時間・8:30～17:00）

〒736-0083 広島市安芸区矢野東五丁目1番15号

クスノキビル103号 (都市整備課)

広島県ホームページ「県営住宅入居者募集の御案内」



**相談** **～各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください～**  
※新型コロナウイルス感染症の影響により、今後中止となる場合があります。

**無料法律相談**

暮らしの中で生じた法律上の問題の相談に応じます。相談に関する書類がある場合はお持ちください。

相談内容によっては受けることができない場合があります。

▷相談員・弁護士（1人45分以内、事前予約制）

☑11月12日（木）13:15～17:00 ☑熊野町役場

☑生活環境課☎820-5606 8:30～17:00※10月20日から予約受付開始（土日祝を除く）

**相談** **10月19日(月)～25日(日)は総務省の「行政相談週間」です**

総務省の行政相談は、国などの役所の仕事や暮らしの不便について、「こんなことで困っている」、「相談先や制度がわからない」などの相談にお答えする制度です。

熊野町においては、総務大臣から委嘱を受けた2人の行政相談委員が、次のとおり相談所を開設します。相談は無料で、秘密は守られますのでお気軽にご利用ください。

☑10月21日(水)10:00～12:00

▷相談員・行政相談委員

▷内容・行政に関して日ごろから感じる要望や意見、苦情などを気軽に相談できます。（予約不要）

☑熊野町民会館

☑総務課☎820-5601

※当日、咳や発熱などの体調不良の人や、相談日の2週間前までに外国や感染拡大地域への訪問歴がある人は来所をお控えください。

**総務省ではいつでも行政相談を受け付けています**

総務省行政相談センターきくみみ広島では、いつでも行政相談を受け付けています。

☑総務省行政相談センターきくみみ広島（中国四国管区行政評価局）

〒730-0012広島市中区八丁堀6-30

☎082-222-1100

**相談** **誹謗中傷など人権問題でお悩みの人へ 一人で悩まずご相談ください**

人権問題とは、セクハラやパワハラ、家庭内暴力、体罰やいじめ、誹謗中傷、差別などの問題のことです。「自分の悩みは人権侵害かも？」と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

熊野町の人権擁護委員（7月1日付で法務大臣より委嘱）

- ・梶山 孝之（かじやま たかゆき）様 再任
- ・木村 邦子（きむら くにこ）様 再任
- ・荒谷 直美（あらたに なおみ）様 新任

※人権擁護委員・市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された民間ボランティアです。地域の皆さんから人権相談を受けたり、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。また、「人権が侵害された」と相談があった場合、法務局職員と協力して事実関係を調査し、被害者救済のため、最善の方法を考えます。

人権問題に関する相談窓口	
人権擁護委員への電話相談	人権ホットライン（電話相談のみ） ☑10月20日(火)10:00～12:00、13:00～15:00 ☑生活環境課☎820-5606
常設相談所	広島法務局人権擁護部（広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎3号館4階） 開設時間：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15
常設電話相談	○みんなの人権110番（0570-003-110） ○女性の人権ホットライン（0570-070-810） ○子どもの人権110番（0120-007-110） 開設時間・月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）8:30～17:15

(生活環境課)

**熊野町の火災と救急** 火災件数 0件 死傷者 0人  
-令和2年8月中- 救急件数 85件 搬送人員 75人  
※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。

